

平成25年3月19日

## 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議の結果について

内閣官房 地域活性化統合事務局  
内閣府 地域活性化推進室

昨年7月に総合特別区域の第2次指定を行って以降、総合特区39地域（国際7地域、地域32地域）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第11条及び第34条の規定に基づき、総合特区ごとに、各府省および指定地方公共団体等の代表者により構成される、いわゆる「国と地方の協議会」を組織するとともに、指定地方公共団体から提案された規制の特例措置について協議を行ってまいりました。

今般、その協議の結果（※）について取りまとめましたので、公表いたします。（詳しくは別添資料を参照してください）。

※今般の協議は、第1次指定33地域を対象に、昨年春に行った協議に続く2回目の協議となります。第2次指定6地域に加え、取組の進捗等により追加で提案を行った第1次指定20地域（国際6地域、地域14地域）からの提案を対象に行ったものです。

### 1. 協議の結果（概要）

#### （1）協議対象

103提案（26地域：国際6地域、地域20地域）

※ 早期に実施する必要があるなど、指定自治体が協議を希望した提案。

#### （2）協議の経緯

平成24年	7月	第2次指定（7/25：地域活性化総合特区6地域） （累計 国際戦略：7地域／地域活性化：32地域）
	8月～	実務者間による打合せ （提案内容の確認、現行制度等について議論）
	9月～	書面協議実施（1回目）
	11月～	書面協議（2回目）および対面協議
平成25年	1月	協議終了
平成25年	3月	総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

### (3) 協議結果

結果の 区分※1)	I 合 意 見込み	II 合意する方向 で継続協議	III 実現 せず	IV 自治体 再検討	合計
H24 秋協議 (9～1月)	59	10	2	48	119
	50%	8%	2%	40%	100%
	(58%)				
H24 春協議(※参考) (2～6月)	154	61	2	58	275
	56%	22%	1%	21%	100%
	(78%)				

※ 優先提案(103件)には、提案内容が複数含まれるものや複数の省庁が関係するものがあるため、(I)～(IV)の合計は119件となっています。

#### ※1) 区分の考え方

- I) 提案者の取り組みを実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくものであり、現行制度でも実施可能との見解が得られたものを含む。)
- II) 提案者の取り組みを実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- III) 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの
- IV) 一旦協議を終了し、提案者側で再検討をおこなうもの

## 2. 今後の予定

協議の結果、国と地方で合意に至った提案のうち法令等の改正が必要なものについては、各府省の方で改正に向けた検討・手続きを進めていきます。その上で、事業実施に向けた計画(変更)認定等を行った上、順次取組を進めていくこととなります。

なお、取組が実現する方向で条件等の詰め協議を行うべきもの(内閣府再整理:II)等については、今後の協議を踏まえた上で、各府省や指定自治体に対して、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

今後、第3次指定5地域を含めた44地域から提案を受け付け、国と地方の協議における協議を開始する予定です。

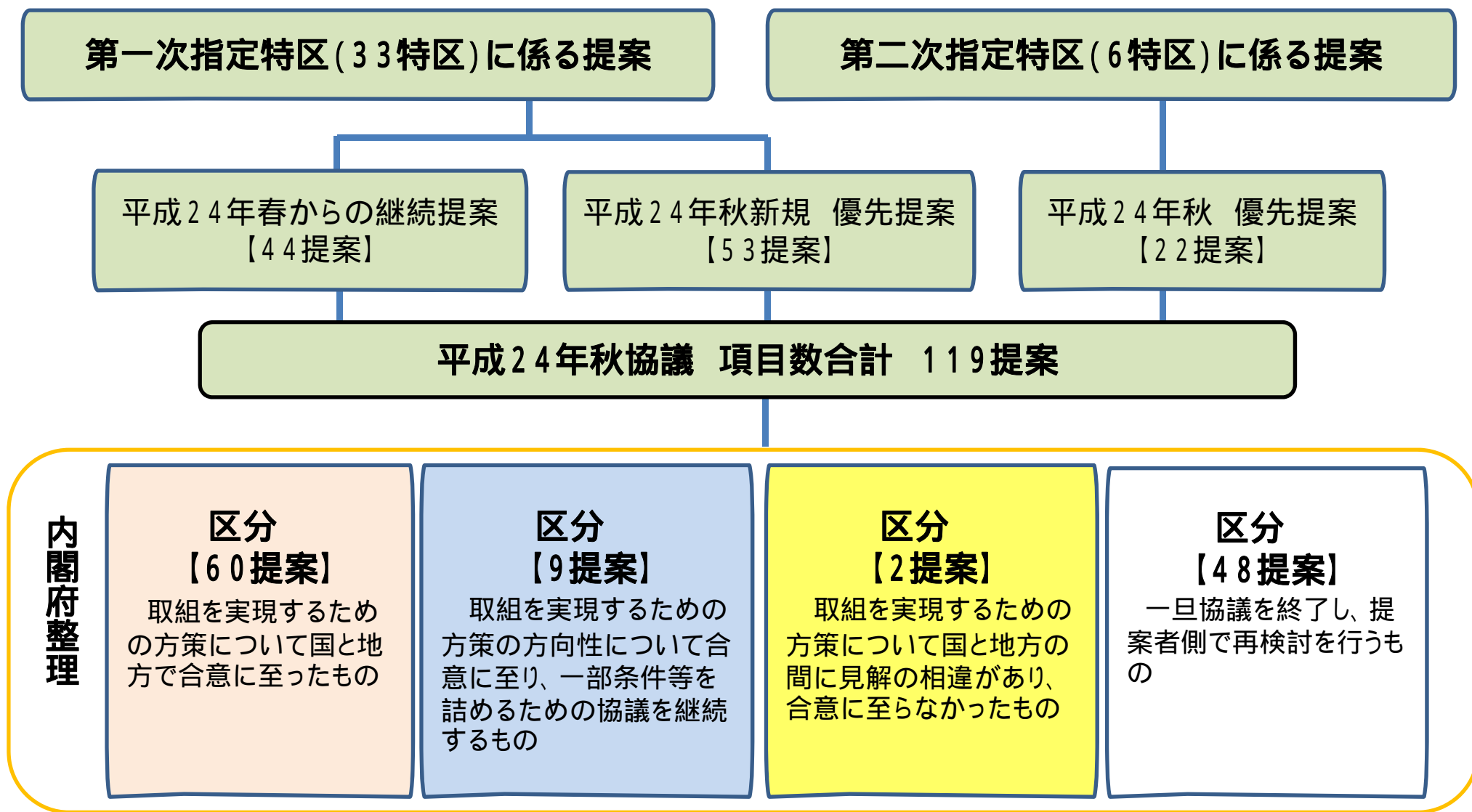
問い合わせ先

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室 担当: 朝田、山田、遠藤  
〒100-0014

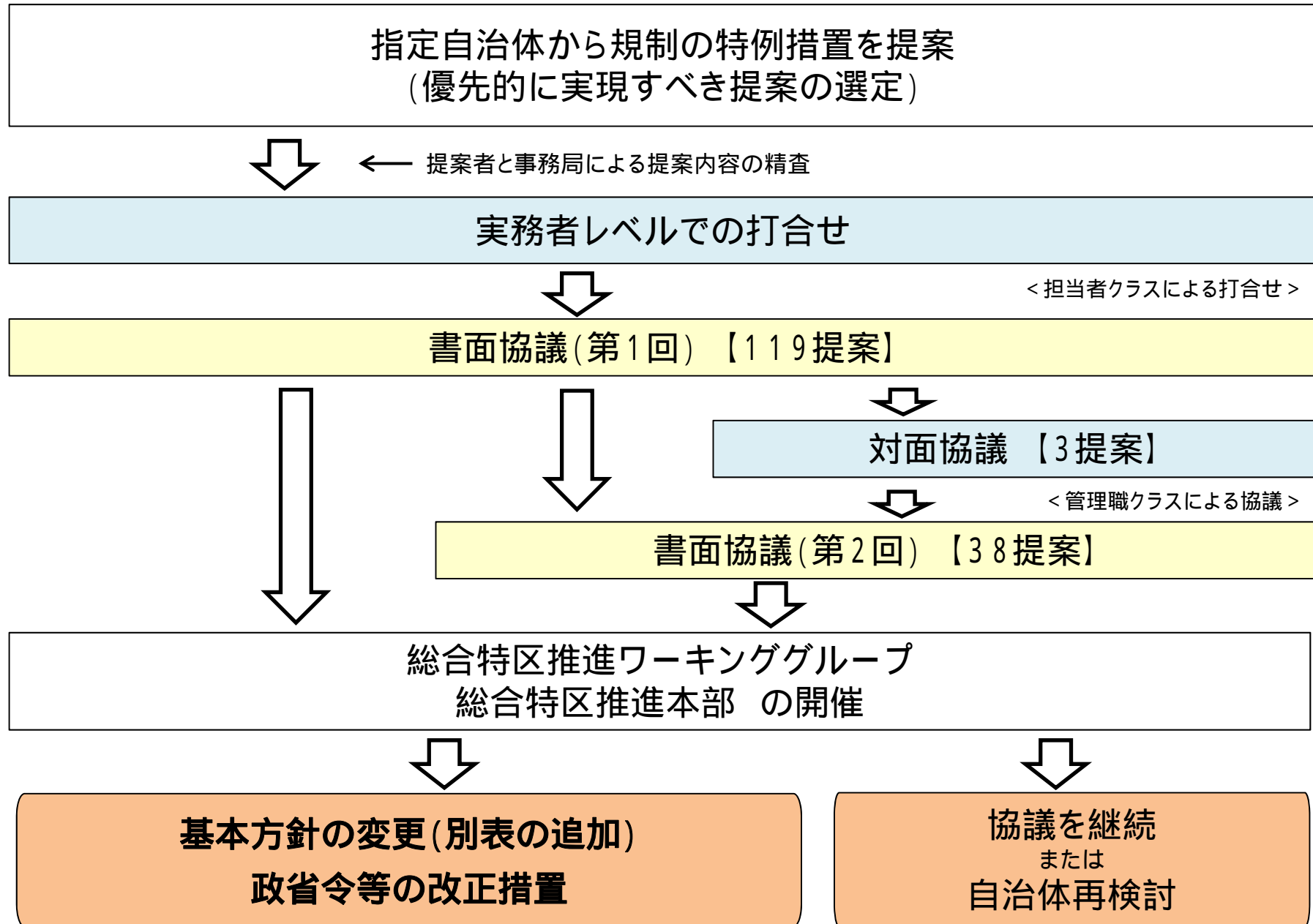
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

# 規制の特例措置に係る提案についての「国と地方の協議」について(平成24年秋)



注) 自治体からの優先提案数103件に対し、複数省庁が別々に見解を回答するものや提案内容を複数含むものがあるため、合計は119件。  
注) 協議の状況により、区分ごとの提案数は変わり得る。

# 「国と地方の協議」の進め方（規制の特例措置）



## 平成24年秋協議 特例措置等への各省見解(最終公表)

見解区分		提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの	提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの	取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの	合計
省庁名						
現行の規制・制度の所管・関係官庁	警察庁	2	0	0	2	4
	金融庁	0	0	0	1	1
	総務省	2	0	0	4	6
	法務省	2	0	0	7	9
	外務省	0	1	0	0	1
	財務省	3	0	0	0	3
	文部科学省	0	0	1	1	2
	厚生労働省	20	3	1	11	35
	農林水産省	9	2	0	4	15
	経済産業省	9	1	0	12	22
	国土交通省	10	2	0	6	18
	環境省	5	1	0	2	8
	消費者庁	1	1	0	1	3
合計	63	11	2	51	127	

複数の省庁が共同で見解を示している項目については、本表には重複して計上している。

## 取組が実現する見込みが立ったもの【60提案】

## ① 特区に限定することなく、全国で実施可能となったもの【3提案】

提案事項	協議結果の概要
非常時に限定した自営線による電力供給 <アジアヘッドクォーター特区(東京都)>	非常時の電力供給については、供給元と供給先の「密接な関係」による特定供給で実施可能であるが、その要件として規定されている組合の設立に関して、「出資を伴わない組合」による供給が可能となるよう提案がなされていたところ、経済産業省において組合の出資要件について実現に向けた検討が進められることとなった。【経済産業省】 ※当該提案については、昨年春に行った協議において、“柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(柏市)”より同様の提案がなされ、実現に向けた協議、検討を進めていたもの。

## ② 総合特区において実施可能となったもの【2提案】

提案事項	協議結果の概要
埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等 整備資金の無利子貸付に係る特例 <関西イノベーション国際戦略 総合特区(大阪市、神戸市等)>	埠頭株式会社に対する無利子貸付については、担保提供が義務付けられているが、特区の事業に係る無利子貸付については、担保提供義務を適用除外とするよう提案がなされていたところ、当該提案が可能となるように、特区内において、法制度上の措置を行う方向で、検討が行われることとなった。 【国土交通省】
特定経路における道路運送車両法の重量規 制の緩和 <ハイパー&グリーンイノベーション 水島コンビナート総合特区(岡山県)>	特区内の特定の経路について、道路管理者が安全性を確認した上で、必要に応じて事業者が舗装の維持・修繕等に係る費用負担をすることを道路管理者と協議することを条件に、「分割可能貨物基準緩和最大積載量」を「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和するよう提案がなされていたところ、実際の運行状況に即した安全対策を確実に講ずる場合にあっては、当該提案が可能となるように必要な措置を講ずるとの見解が示された。【国土交通省】

## 取組が実現する見込みが立ったもの【60提案】

## ③ 現行制度でも実施が可能であることが明確化されたもの【55提案】

提案事項	協議結果の概要
食品の有用性(機能性)表示制度の見直し ＜北海道フード・コンプレックス 国際戦略総合特区(北海道等)＞	食品に含まれる成分の機能性について、科学的研究が行われている旨の事実を表示できる新たな制度の創設を求める提案がなされていたところ、自治体が第三者機関を通じてその研究内容や安全性を確認し認定を行う体制を構築するなど一定の条件の下、商品に「健康でいられる体づくりに関する科学的研究」が行われている旨を表示することは可能との見解が示された。【消費者庁・厚生労働省(合議)】
非常時対応の医薬品保管の特例 ＜アジアヘッドクォーター特区(東京都)＞	震災等の非常時の医薬品保管を推進するため、薬局を営業する薬剤師が、薬局と離れた場所にある防災備蓄倉庫を医薬品倉庫として活用し、薬局と一体的運用を可能とするよう提案がなされていたところ、薬局の開設の許可については、都道府県等が自治事務として許可するかどうかを判断できることが明らかとなった。(薬局開設に関連する通知(昭和50年通知)は技術的助言である。)【厚生労働省】
ヒト幹細胞等の調製段階における安全対策等の特例 ＜関西イノベーション国際戦略 総合特区(神戸市等)＞	ヒト幹細胞を用いる臨床研究において、複数の提供者からのヒト幹細胞等を同一の培養装置を用いて効率的に培養できるよう提案がなされていたところ、「指針」の趣旨は、複数の提供者からのヒト幹細胞を、同時期に同一の培養装置を用いて培養することによる試料汚染等を排除することであることが明らかとなり、コンタミネーション(汚染)が生じないよう配慮することで、異なる時間に同一の装置を利用することは差支えないとの見解が示された。【厚生労働省】
日中間の輸送における被牽引車両の乗り入れ時における関税納付手続きの緩和 ＜グリーンアジア国際戦略 総合特区(福岡市等)＞	国内に乗り入れる外国製被牽引車(シャーシ車)の一時輸入時における関税の納付に係る負担を軽減するよう提案がなされていたところ、一定の条件・期間の下において一時輸入時と同じ条件で再輸出される場合には、関税を納付することなく一時輸入を行うことが可能であるなど、実負担及び手続面の両方において、一定の負担軽減措置を受けることが可能という見解が示された。【財務省】
スマートフォンによる遠隔操作機能の拡充 ＜次世代エネルギー・モビリティ 創造特区(愛知県豊田市)＞	スマートフォンを用いてHEMS(家庭内エネルギー管理システム)を介したエアコン等の操作を行えるよう制限等の緩和を求める提案がなされていたところ、電気用品安全法の規制対象ではなく、加えて電気事業法上で制限する規定は無く、現在でも操作可能であることが明らかになった。【経済産業省】

## 取組を実現させる方向で、詰めの協議を継続することとなったもの【9提案】

提案事項	協議結果の概要
公開空地等における建築物整備に係る超高層ビル本体への現行建築基準法適用除外 ＜アジアヘッドクォーター特区(東京都)＞	公開空地等における新たな施設整備を行う際、旧建築基準法に基づいて建設された既存の超高層建築物に、現行の建築基準法が遡及適用されることについて、構造耐力に係る一部検証免除を求める提案がなされていたところ、国側が技術的な検討を行うとともに、必要に応じて規定の見直しを検討することとなった。【国土交通省】
過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和 ＜持続可能な中山間地域を目指す自立的 地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)＞	過疎地における有償運送の対象となる旅客の範囲が域内の住民やその親族等に限定されることについて、観光客等にまで緩和するよう提案がなされていたところ、国土交通省からは、旅客の範囲を不特定多数の者にまで拡大することは困難であるものの、除雪等の生活支援型ボランティアについては可能となるよう検討の余地がある旨が示され、今後、国と地方で協議を継続することとなった。【国土交通省】

## 協議が成立せず、一旦協議を終えるもの【2提案】

提案事項	協議結果の概要
疾患組織リソース拠点の整備 ＜関西イノベーション国際戦略 総合特区(京都市等)＞	国内のヒト組織を取り扱う施設(リポジトリ)における試料の保管方法や情報管理等に係る共通の一般手順書がないことにより保管試料の不均一が生じていることから、京都大学が中心となって共通の一般手順書を作成し、特区内でパイロット運用を行うとともに、国に対しては一般手順書の作成段階における意見や作成後の国内周知を要望する提案がなされたところ、国側からは、学会等の動向を踏まえると全国的なニーズが必ずしも高くないことや、試料の保管の取扱いという技術的な部分について国が全国一律の基準を決めることの是非等についての意見が示され、国の関わり方等の点において見解の相違が認められることから、今後も協議を継続することとなった。【厚生労働省・文部科学省】

## 自治体側が再検討を行った上で、必要に応じて再提案を行うもの【48提案】

提案事項	協議結果の概要
電力供給の下限値の要件緩和 ＜鳥取発次世代社会モデル 創造特区(鳥取県)＞	災害時において、小水力発電による電力を電力会社の送電網を利用して送電するにあたり、維持義務として求められる値よりも低い電圧・周波数で送電できるよう緩和を求める提案がなされていたところ、維持義務は一般及び特定電気事業者課されるものであるが事業主体が明らかでなく、規制の対象であるか判断できないこと、また、岡山側からも系統が接続しており、停電時は岡山側から電力を供給することで諸問題が解決する可能性があることなど、自治体は、提案実現に向けて検討すべき課題が多くあると認識するに至り、これらを踏まえ提案内容の再精査を行うこととなった。【経済産業省】